

鈴木秀和議員からの一般質問

【リニア発生土置き場について】

○鈴木議員

初めに、瑞浪市大湫の地下水位低下、さらに建物の沈下を受けて、一昨年5月に4つの条件が明確になるまでJR東海との協議を一時停止するという事にされていました。その4つというのは、事実関係を明らかにすること、原因の報告をすること、対策の報告をすること、事案発生時の連絡体制の改善をすること、ということです。この1月13日付のJR東海の報告書を受け、協議を1年8ヶ月ぶりに再開するとの発表がありました。私は元々、置き場問題とトンネル工事による被害は別物であり、置き場については協議をしてはどうかと申し上げてきたので協議開始そのものは良いことと思いますが、再開を決定された考えについて3点質問します。

1点目、瑞浪市大湫において応急措置対策を行っていますが、恒久的対応、つまり地下水を復活させることはほぼ不可能という状況です。つまり対策はできていない。いや、できない状況だということです。それにも関わらず、協議再開を了承した理由を教えてください。

JR東海の回答書に、御嵩町における取り組みについて、観測井戸を設置する、地下水・湿地のモニタリングをする、先進ボーリングにて100m先までの地質状況を確認する、大湫と同様の事案が発生した場合には、評価書、調査計画書記載の措置にのっとり対応する、さらに大湫の進捗を踏まえ御嵩町でも必要に応じた追加の対策をする、と書かれています。一歩前進の内容とは評価します。しかし、今回、大湫で採用しようとした湧水を止めるための薬液注入工法は鹿児島県の北薩トンネルでの事故、これは薬液注入で湧水を止めたトンネルが完成後8年たって崩落した事故です。この事故を受けて、薬液注入工法は実施しないとJR東海が決めました。そうしますと、JR東海は今後湧水を止める方法を持ち合わせないままトンネル工事を行うということになります。この点はどのように考え了承されたのでしょうか。これが2点目の質問です。

3点目、JR東海との協議再開にあたり、協議の窓口はリニア対策係になるかと思いますが、リニア対策係に対し協議に臨む姿勢、方針についてどのような指示をされたのでしょうか、教えてください。

次に、前回12月にリニア全般問題について一般質問をしました。納得できない答弁が3点ありましたので、改めて確認の質問をいたします。

1点目、発生土置き場候補地A、Bは重要湿地に含まれる、についてです。令和4年から5年に発生土置き場計画に関する6回のフォーラムを行い、当時の西村環境大臣、古田岐阜県知事、御嵩町、さらにJR東海も置き場候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識しました。記録もあります。令和5年9月の岡本議員の一般質問に対し渡辺町長も、環境省や有識者への確認を経て、リニア発生土置き場計画地が重要湿地にあたるとの認識である、と明確に答弁されています。しかし、前回の町長の答弁は、指定者である環境省が明確な範囲を示していないので断言できない、と岡本議員への答弁を撤回するような発言をされました。重要湿地の指定者である環境大臣が認識されているのですから、線引きは確かに示されてい

ませんが、候補地A、Bが重要湿地に含まれる認識に異論を挟む余地はないと思います。町長答弁の私なりの理解は次のようなものです。『重要湿地の範囲について線引きはないが置き場候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識している』もしくは、『置き場候補地A、Bは重要湿地に含まれると認識しているが重要湿地の範囲について線引きはない』いずれかを言われていると理解しましたが、いかがですか。

2点目、押山川のリニア橋りょう工事に関する発生土の土壌試験についてお尋ねします。JR東海に試験を依頼するには何らかの根拠が必要である、との答弁がありましたので、ここに根拠を3つお示しします。

根拠1、他の工区、中津川の第1木曾川橋りょう工事、恵那の藤川高架橋工事、これらはトンネル工事ではありません。橋りょう工事です。ここで土壌試験が実施され、環境基準を超えるヒ素、フッ素が検出されたことが公表されています。

根拠2、美佐野トンネル本線予定地の事前ボーリングで、環境基準の49倍ものヒ素が検出されました。2003年の東海環状自動車道トンネルの工事残土による久々利川流域の水質汚染事案もありました。この付近の地層は重金属、酸性土などの要対策土が存在する確率が非常に高い地層です。

根拠3、押山川橋りょう工事から発生する残土は、検査をせずにJR東海の工事ヤードに埋めるとのことです。工事ヤードは御嵩町内の土地であり、万一の場合、工事ヤード横の押山川から可児川、ひいては木曾川を汚染させる可能性がゼロではありません。御嵩町はまさに利害関係者です。以上、町民の安全安心の確保のため、土壌試験を依頼することに躊躇する必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、発生土の有効活用について、町長は残土置き場に平場のスペースを造ることが有効利用のような説明をされました。大きさ、形状など具体的なものが協議の中で定まった段階で検討していきましょう。これも有効利用だと思っています、と答弁されています。変ですよ。このような有効活用案があるから盛土して平場を造る、とするのが筋であって、平場を造ることそのものが有効利用ではないと思います。活用方法が未定のまま盛土をして平場を造るのは既成事実を作ることに繋がります。利用方法は後で考えましょう、はあり得ません。有効活用方法が議論され決まった上での置き場計画が筋であると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上、JR東海との協議再開に関し3点、前回の一般質問の再確認の質問を3点、答弁よろしくお願ひします。

○町長

まず、1点目2点目のご質問、発生土置き場協議の再開に関しまして合わせてお答えいたします。前提といたしまして、今回の協議再開につきましては、あくまでも発生土置き場に関する協議の再開でございまして、これに伴ってトンネル掘削が始まるものではございません。議員のご質問でも触れられましたように、1月13日付けでJR東海より提出された報

告書において、本町におけるトンネル掘削に向けた対策として一定の評価に値するだけの回答は得られましたので、発生土置き場に関する協議の再開を決めたものでございます。一方で、議員ご指摘のとおり、瑞浪市大湫町における水位低下事案に関しましては、代替水源地の検討や人工涵養などの水資源確保に向けた対策について現在でも県環境影響評価審査会等で引き続き審議がされているところでございます。また、大湫町の事案に限らず本町を含めた他工区でのトンネル掘削における今後の対策についても今後、検討がされていくのではないかと推察しております。引き続き、瑞浪市も含め他工区の動向を注視しつつ、本町におけるトンネル掘削工事に関しましては、JR東海に対し慎重な対応、丁寧な説明を求めてまいります。

続きまして3点目のご質問、置き場協議に臨む姿勢、方針に関する指示についてお答えいたします。これまでもお示ししておりますが、本町の置き場協議に臨む方針につきましては、①要対策土の現計画による恒久処分は認めない、②盛土の安全性のチェック監視体制の構築、③JR東海と協議・協力しながら保全対策を進める、と大きく3点でございます。担当部署に対しましては、この3つの方針の実現に向け、粘り強くJR東海との交渉に臨んでいくように指示をしているところでございます。

続きまして4点目のご質問、置き場候補地と重要湿地の関係についてお答えいたします。議員がこれまでの私の答弁をどのように理解されるのかにつきましては、私が何か言える立場でもございませんが、重要湿地に関する私の認識はこれまでも答弁してきたとおり、指定者である環境省が明確な範囲を示していない以上断言ができないということに変わりはありません。

続きまして5点目のご質問、橋りょう工事に伴う土壌試験の実施についてお答えいたします。議員の述べられた根拠ひとつひとつにお答えはしませんが、それらを理由に工事施工ヤード、橋りょう工事に伴う発生土に対する土壌試験をJR東海へ依頼する根拠にはなり得ないと考えております。前回の答弁でもお答えしましたが、行政として一事業者に対し何かしらの行為を求めるのであれば、法的あるいは利害関係等の根拠が必要になると考えております。

最後になりますが、6点目のご質問、発生土の有効活用についてお答えいたします。発生土置き場の平場活用につきましては、これまでも答弁しておりますように、造成の範囲や平場の形状等の詳細がこれからJR東海との協議によって明らかになっていくものでございます。JR東海がどの程度平場の活用に関与するのか、そういったことも含め現時点では決まっておりません。今後これから行っていく発生土置き場協議と並行し、平場の活用方法につきましても引き続き協議・検討を進めてまいりたいと考えております。発生土置き場協議と同様、方向性や計画等、ある程度具体化した際には何らかの形で町民の皆様へ報告できるよう進めてまいります。

以上で私からの答弁を終わります。

○鈴木議員

大湫の事案を受けて、トンネル工事に関する部分っていうのは正直言って、なかなか素人でわかる話ではありませんので、町としてもやっぱり専門家に聞くとか、専門家も交えての協議とか、もちろん県で審査会もやっていますが、その辺はきちっとやっていかないと、単にJR 東海からこうやってきたからどうだ、ということは大変難しいので、やっぱり専門家の知識を借りるということをぜひ検討していただきたいと思います。

それから4~6の質問について、これ結構何回もやってるんで、本当にまた質問するのか、というふうに思われるかもしれませんが、多分聞いている人は僕の方が正しいというふうに聞いてくれていると思います。置き場候補地について、確かに線引きはないんです。それはもう認めてます私も。線引きはないんですけど、おそらく重要湿地の中に含まれてますよね。湿地があり、ハナノキがあり、集水エリアといわれるエリアから考えれば候補地 A、B は、線引きはないけど含まれますというのは町長も一度言っておられるんです。だから、そこは含まれる。ただし、線引きはないということである、と理解してますがそれでよろしいですか。もし違っていれば、線引きがないということだけをおっしゃるのであれば、要するに答弁を変えられたんで、その答弁を変えた理由をちゃんと説明しないと。以前、田中参事も明確に重要湿地には候補地 A、B が含まれるって議会でも答弁されてます。町長も答弁されません。だから、含まれるっていう部分を一言も言われたい、触れられない、これはちょっとずるいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○町長

先ほど申されたように、以前申し上げた内容について何か変わったというものではございません。線引きがない以上、断言することができない、というふうに申し上げていることでございます。以上です。

○鈴木議員

何回も質問しても意味がないので、岡本議員の答弁にきちっと書いてありますので、認識したと。ですから、認識しているということで再確認をしておきたいと思います。

それから、橋りょう工事の件ですけど、利害関係者ですよね、御嵩町。工事現場が御嵩町の中にあって、そこに検査もしない土を置くわけですよ。そこからもし漏れたら押山川に流れるわけですから、利害関係者ではありませんというのは、ちょっと回答が違うんじゃないですか。利害関係者そのものだと思いますが、その認識だけ確認させてください。

○町長

先ほども申しましたけれども、行政という立場上、要請あるいはお願いという行為に対して大きな差はございませんが、やはり根拠を持って臨んでいく必要があるかというふうに思っております。求めるのであれば、そのように進めていきたいというふうに思っております。

すが、その根拠の部分につきましては、法的根拠がある、あるいは本町の事業に発生土を受け入れる場合については、本町から試験を要請していくという根拠になり得るのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○鈴木議員

土を受け入れるときは検査するのは当然ですが、いくら JR 東海の敷地の中、JR 東海の工事内といっても、やはり試験をしないのは全くおかしいというふうに思っています。一つだけ紹介しておきますけど、リニア工事における JR 東海の姿勢が3点書かれています。工事の安全、環境の保全、地域との連携を重視。地域との連携を重視という意味としては、リスクに関する正確な情報を共有し相互に意思疎通を図ること、合意形成を目指す活動、と書いてあります。やっぱり住民の方が、非常に要対策土が出やすい地質であるということは皆さんご存知なので、やっぱりその安全安心を確保するために試験をやったらどうですかという話は十分にできると思いますので、法的には確かにやる義務はないかもしれませんが、今のところを根拠にぜひやるようにお願いしていただきたいなというふうに思います。

それから活用の方法について、やっぱり有効活用っていうのは、利用方法が決まるから盛土するのであって、盛土してから決めるっていうのは逆ですよ。ですから、方法が決まってから盛土するというのが当然の流れだと思うんですが、どうも町長はそうおっしゃらないので、その辺の考えが違うんでしょうか。お願いします。

○町長

現在 JR 東海から提案を受けている置き場計画がベースにはなっているものでございますが、今後の協議の深度化によりまして置き場の形状あるいは平場の大きさは決まっていくものというふうに考えております。今まだ協議が進行中ということでございまして、その協議が進んでいない現状ではなかなか具体的な活用方策について構想を立てるタイミングではないというふうに思っております。今後 JR 東海との協議を進めていく中で、置き場の有効活用についてもあわせて協議検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○鈴木議員

平場の形状っていうのは、ちゃんと示されています。今までの資料の中で何ヘクタールぐらいだっということも示されていますので、そういうのがはっきりしてないからできないということではないと思うので、有効利用の活用方向が決まって初めて盛土する。その手順をぜひ守っていただきたい。盛土してから考えるというのはあり得ないと思います。ぜひそれはお願いします。

以上